

草津市パートナーシップ宣誓制度について

1. 経緯

本市では、草津市人権擁護に関する条例に基づき、あらゆる差別をなくし、すべての人が互いに人権を尊重し合い、あたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちの実現を目指し、様々な人権課題に対して取組を進めている。

近年、性的マイノリティについては、認知は広がりつつあるが、依然として社会の理解は進んでおらず、偏見や差別等、社会生活においても様々な困難がある。

また、同性婚裁判や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律の施行、全国の自治体によるパートナーシップ制度導入等、性的マイノリティを取り巻く環境は変化しており、本市においても、多様性が尊重される社会づくりの機運が高まっている。

以上のような状況を鑑み、草津市パートナーシップ宣誓制度について、草津市人権擁護審議会に諮問し、審議いただいている。

今回は、審議会を経て作成した要綱（素案）について、協議をお願いするものである。

2. ポイント（※特に協議・審議を要する事項）

- (1) 要綱（素案）の構成等
- (2) パブコメの実施について
 - ・実施期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）
 - ・閲覧箇所 人権政策課、人権センター、男女共同参画センター、情報公開室、図書館、南草津図書館、各隣保館、市ホームページ

3. その他必要事項

- (1) 今後のスケジュール（詳細は別紙のとおり）
 - R5.11 議会説明、第4回人権擁護審議会、答申
 - R5.12 パブリックコメント実施
 - R6.1 パブリックコメント意見集約、人権擁護推進本部会議、議会説明
- (2) 関係部課との調整について

行政サービス等の提供については、パートナーシップ宣誓制度の中で位置づけるものではないため、各所属において取組を検討いただくものであるが、全庁的に影響が及ぶことから、人権政策課において、庁内照会や説明会等を実施しながら、取りまとめ等を行っている。